

第 16 回延岡市農業委員会会議録

(令和 6 年 10 月 28 日)

1. 開催日時 令和6年10月28日（月）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中 村 み え	8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11	小 野 有 紗	12	遠 田 祐 星
13	高 橋 利 喜 哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 1 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正太郎	15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一 郎	17		18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20	池 内 米 生	21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第57号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第58号 非農地証明願について

報告 第53号 農地法第5条の届出について

報告 第54号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第27号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	中 西 美 香
北方産業建設課 主 査		北浦産業建設課 専門主事	稲 村 斎	北川産業建設課 専門主事	渡 辺 親 弘

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 16 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。 まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 8 番、須藤寛之委員と委員番号 13 番、高橋利喜哉委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 57 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてと議案第 58 号 非農地証明願についての議案 2 件、報告案件 2 件、協議案件 1 件となっています。
議 長	それでは、議案第 57 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。 整理番号 1 番について、委員番号 2 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐 藤 委 員	委員番号 2 番の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在地は宇和田町、地目は畑、面積が 321 m²となっています。譲渡人は柚木町の方で、譲受人は岡富町の方です。状況は 4,477 m²、労力人は 2 人、理由は規模拡大です。 25 日に、私と黒田推進委員と譲渡人の 3 人で現地確認を行いました。譲受人は譲渡人が高齢のため購入に至った次第です。譲受人は以前からこの土地を耕作していたこともあり、地域との調和要件も良いかと思われま す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 2 番から 6 番について、委員番号 4 番、片伯部隆委員より説明をお願い致します。

横山 推進委員	はい。本来ならば片伯部委員よりご説明申し上げるところですが、3条申請の現地確認を初めて行い、まだ初心者ということもありまして推進委員番号11番の横山が買って出て、ご説明させていただきます。 整理番号2番3番につきましては、同じ田んぼで5枚に分割されてる土地であります。すでに譲受人が畦畔を外して米を作っているのですが、今回整理番号2番3番の両方の方から買って欲しいということで、譲受人が一括して購入することになりました。 10月25日に、私と片伯部農業委員と譲受人の3人で現地確認を行いました。周りは全て田んぼで、綺麗に整地されてる地区で、地域調和要件につきましても何も問題は無いと思いました。以上が整理番号2番と3番です。 続きまして整理番号4番5番6番ですが、こちらにつきましても1枚の田んぼを3人で持っているという土地でして、それを畦畔を外して今まで使用しておりました譲受人が今回購入するという形になりました。内容につきましてはお目通しいただければと思いますが、何せ1枚の田んぼが3つ4つに分割されておりますので非常に効率が悪いということで、今後は隣で作っている所等も畦畔を外して、米作りをしていきたいということがあります。 10月26日に、私と片伯部農業委員と譲受人の3人で現地を確認いたしました。地域調和要件につきましても何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、整理番号7番について、委員番号6番、小西吉寿委員より説明をお願い致します。
小西委員	委員番号6番小西です。整理番号7番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町古江、地目は畑、面積は721㎡、譲渡人、譲受人共に北浦町古江在住の方で、状況は7,192㎡、労力は1人、理由は経営規模拡大です。 26日に、私と松原推進委員と譲受人の3人で現地確認を行いました。草はちょっとあったんですが、牧草を植えるということでした。地域との調和要件も何ら問題無いと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、整理番号8番について、委員番号7番、中村みえ委員より説明をお願い致します。

中 村 委 員	委員番号7番の中村です。整理番号8番についてご説明いたします。農地の所在は北方町椎畑で、地目は畑、面積は512㎡、譲渡人、譲受人共に北方町椎畑在住の方です。この土地の約半分には既に倉庫が建てられていて、譲受人が農機具倉庫として使用したいとして、譲渡人に売買を申し入れたものです。この倉庫は約50年前にトラックの車庫として建てられましたが、今は殆ど使用されていないということです。又倉庫が建っている場所の地目は畑のままですので、譲り渡しを終了し登記した後に、農地転用の事後申請をしたいということでした。残りの土地は畑として利用するそうです。 22日に、譲受人と推進委員の甲斐一太郎さんと田口誠さんと私の4人で現地を確認しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号9番、10番について、委員番号9番、貫藍委員より説明をお願い致します。
貫 委 員	委員番号9番貫です。よろしくお願いいたします。整理番号9番10番についてご説明いたします。こちらの理由は交換でして、まとめて説明させていただきます。農地の所在は稲葉崎町と栗野名町で、地目は共に田になります。面積は337㎡と294㎡、譲渡人、譲受人は共に栗野名町在住の方と稲葉崎町在住の方です。 10月27日に、私と吉田推進委員と譲渡人譲受人共に3名でそれぞれ現地確認を行いました。こちらの田は親御さんの口約束で交換されてたようで、今回正式に交換されたいということで申請となった次第です。田んぼはそれぞれ営農がきれいに行われておりまして、地域との調和要件も満たされていたかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号11番について、委員番号12番、遠田祐星委員より説明をお願い致します。
遠 田 委 員	委員番号12番遠田です。整理番号11番についてご説明いたします。所在は夏田町で、地目は田、面積が16㎡、譲渡人は祝子町在住の方、譲受人は夏田町在住の方です。労力は2人、理由は経営規模拡大となっております。 10月25日に、私と松田純二推進委員と譲受人の3人で現地を確認いたしました。こちらの農地は小さい面積で1枚の田んぼの隅っこの方になっております。これは昔地元の企業との兼ね合いで分かれてしまってたみた

議 長	いなのですが、実際は譲受人が1枚の田んぼとして使っているのが現状です。それで今回それを1枚の田んぼとして名義を変えたいということでの申請となっております。地域との調和要件も問題無いと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
高 橋 委 員	次に、整理番号12番から14番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。 委員番号13番の高橋です。まずは整理番号12番から説明いたします。所在地は沖田町で、面積は1,114㎡、地目は田、理由は経営規模拡大です。譲渡人は大貫町、譲受人は平原町在住の方です。 10月22日大雨の中、現地確認を私と推進委員の山内憲次さんとで譲受人立会いの下行いました。譲渡人は譲受人の親戚になる方でして、田んぼが遠方なので購入してくれないかということで話がまとまったそうです。この田んぼは以前から近くの大規模農家の方が耕作してましたが、来年からは譲受人自らが耕作するそうです。隣接地や道路用水など何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 次は13番14番について説明いたします。所在地は片方は片田町で面積は446㎡、もう片方は小野町で面積は458㎡です。両方共地目は田んぼです。この案件は沖田の圃場整備に並んだ案件で、交換だそうです。 10月26日に、私と当事者2名の方立会いの下現地調査を行いました。小野町の田んぼは稲刈りは終わっていましたが、片田町の方は終わっていませんでした。両方の田んぼは圃場整備も稲作をするということで、何ら問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号15番から16番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧 野 委 員	委員番号15番の牧野です。整理番号15番16番についてご説明いたします。整理番号15番の所在は片田町、地目は田んぼ、面積は1,018㎡です。 10月25日に私と譲受人のお母さんと甲斐推進委員の3名で現地調査を行いました。この案件は、圃場整備の左岸と右岸の農地の集積を行う目的で16番と交換となっています。片田町の大規模農家の方が何れも耕作しております。

		続きまして、整理番号 16 番についてご説明いたします。農地の所在は小野町、地目は田、面積は 1,018 m²です。 10 月 26 日に私と甲斐推進委員と譲受人の 3 名で現地確認を行いました。15 番 16 番の両方共耕作者は同じ方で、圃場整備の 1 区と 2 区の集積のための交換となっております。両方共まだ水田には飼料米が耕作されておりましたが、今後も飼料米を作っていくという報告を受けております。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議 事 務 局	長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
		はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。 判断根拠の前に、整理番号 8 番の北方の案件で農地転用の許可の話が出ましたけれども、こちらは今後農業用倉庫に使うということでお話を受けております。倉庫の面積が 44 m²ということで農地転用の許可申請まではいなくて、施設届というものを出していただくようになっています。 それでは、判断根拠の説明にはいります。配付しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 16 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 事 務 局	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 事 務 局	長	何かございませんか？
矢 野 委 員		はい。
議 事 務 局	長	矢野委員。
矢 野 委 員		委員番号 19 番の矢野です。先程事務局の方から説明があった 8 番案件について、ちょっとお伺いいたします。転用でないから今回 3 条にあげて審議していいということなのですが、もしも現地調査に行った時に駐車場なりに転用されている土地であれば、3 条許可申請審議にかけられずに、

事務局	転用の手続きをした後にもう一度3条許可申請審議にかけるという流れになるのでしょうか？ 現地が駐車場とかになっている場合には、3条ではなくて5条の農地転用の許可申請の方になりますので、現地に行ってそれが判明した場合には、3条の議案から取り下げさせてもらいまして、改めて5条の許可申請をもう一度申請人から出していただいて、転用の現地調査をして、議案にかけて県に進達するという流れになります。以上です。
矢野委員	はい、ありがとうございます。
議長	他ございませんか？
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議長	続きまして、議案第58号非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号7番、中村みえ委員より説明をお願い致します。
中村委員	委員番号7番の中村です。議案第58号非農地証明願いについてご説明いたします。一つ目の所在は北方町椎畑で、地目は畑、地積は198㎡です。申請人によりますと、この土地は斜面盤で70年程前から耕作されておらず、現在は雑木林となっていて、畑に戻すことが不可能と考えられます。 二つ目の所在は北方町椎畑で、地目は田、地積は561㎡です。申請人によりますと、数十年前から耕作放棄地となっていて、子供のころも田植えや稲刈りに行った記憶はないということです。すでにすすきや雑木に覆われ水の便も悪く、田んぼとして再生することが不可能と判断いたしました。 22日に申請人と推進委員の甲斐一太郎さん田口誠さん私の4人で現地を確認しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局		それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに、報告第 53 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の 9 ページから 10 ページに記載しておりますが、7 件の届出があり、田が 2 筆の 421 m²、畑が 5 筆の 1,023 m²、計 7 筆の 1,444 m²の転用となっております。 次に、報告第 54 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 12 ページから 14 ページをご覧ください。今回 10 件の届出があり、田が 29 筆の 14,075 m²、畑が 33 筆の 12,602.22 m²、計 62 筆の 26,677.22 m²となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。
議	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？
委	員	異議なし。
議	長	無いようなので報告を終わります。

議 長	次に協議第 27 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の 16 ページになりますが、 まず、整理番号 1 番から 17 番が下南方地区、 次に、整理番号 18 番から 41 番が細見・小川地区、 次に、整理番号 42 番が三須・三輪地区、 次に、整理番号 43 番が個別での促進計画となっております。 今回の促進計画では、19 ページの表下にあるとおり 23 人の出し手から 43 筆、52,465 m²の農地を個人 3 人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？
委 員	ありません。
議 長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
議 長	次に、その他となっております。 まずは、先日開催された検討委員会の報告を委員長佐藤純子委員よりお願いします。
佐 藤 委 員	先日 10 月 11 日午後 6 時半から、第 3 回延岡市農業委員会に関する検討委員会を開催いたしましたので、協議内容を報告いたします。 まず出席者ですが、委員総数 15 名中 10 名の出席があり、検討委員会の規定により過半数に達していただきましたので、会議は有効に成立してございました。 検討内容は、「令和 6 年度視察研修について」と、「令和 6 年度最適化活動強化月間の取組内容について」、「その他」について協議を行いました。 初めに「令和 6 年度視察研修について」ですが、最適化活動強化月間と

議 長	兼ねて、活動に積極的に取り組んでいる県内の農業委員会を視察してはどうかとのことで事務局より提案がありました。候補地については、活動日数の平均が 10 日以上で、遊休農地の解消に関する活動をしている宮崎市と串間市、タブレット活用をしている木城町の 3 箇所から選ぶ形で協議を行いました。 視察の内容としては、活動日数の多い委員や遊休農地解消の活動をしている委員に数名来ていただき、活動内容を話してもらい、その後に皆さんで意見交換する予定としております。 委員からは、串間市までの時間がどれくらいかかるのか質問があり、事務局から、片道 2 時間半位はかかるとの回答がありました。また、事務局からは、宮崎市と木城町の 2 箇所を視察する提案がありましたが、委員から、いくつも視察するより宮崎市のみに絞った方が良いとの意見がありました。その他委員から様々な意見をいただきましたが、視察先の希望が宮崎市と串間市で分かれたので、多数決により宮崎市に決定いたしました。 次に「令和 6 年度最適化活動強化月間の取組内容について」ですが、昨年と同様に活動強化月間を 3 カ月設定し、その取組内容を決めなければならないので、事務局から取組内容の提案がありました。 取組内容のうち、新規参入の促進については、「新規参入者は続かないことが多く、農地を放置して居なくなったりするので、農地紹介は責任が持てない。」など、各委員より新規参入者の対応に関して難しさを感じていることを話していただきました。これに対し、「新規参入者の営農相談については、具体的に農地の紹介をすることではなく、悩みを聞いたり助言をするだけでもいいのでは。」という意見が出ましたので、事務局案を検討委員会案として決定しました。 取組内容については、別紙資料のとおり、 11 月が「担当地域の担い手に、今後受け入れ出来る農地等の意向を聞き取る。」、 12 月が「遊休農地の解消に関する活動をしている農業委員会を視察し、今後の取組内容の参考にする。」、 1 月が「農地相談会を開催し、新規就農や就農予定者の営農に関する相談を受け付け、助言を行い、必要に応じて関係機関につなぐ。」です。 さらに、その他については、事務局より「遊休農地の解消に関する調査について」と「活動記録簿の変更について」の説明がありました。これらの詳細については、後程事務局から説明をお願いします。 以上で、第 3 回延岡市農業委員会に関する検討委員会の報告を終わります。 ありがとうございました。事務局より詳細の説明をお願いします。
------------	---

事 務 局	(事務局より詳細説明)
議 長	続きまして、事務局より連絡事項についてお願いします。
事 務 局	(事務局より説明)
議 長	以上を持ちまして第 16 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会 長 甲 斐 壽 徳

8 番 須 藤 寛 之

13 番 高 橋 利 喜 哉